

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令

- 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令
- 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令
- 福島県営林野産物極印規程の一部を改正する訓令
- 福島県森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第六号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

福島県知事 内 堀 雅 雄

本 庁 機 関
出 先 機 関

別表（第二条関係）	改正後	別表（第二条関係）	改正前
-----------	-----	-----------	-----

四 四 三 二 一

（略）	（略）	（略）	（略）	知事	第一欄
（略）	（略）	（略）	（略）	部の 部長	第二欄
（略）	（略）	（略）	（略）	福島イノベーション・コーポレーション・コーポレーション、環境推進、環境回復推進、再生可能エネルギー産業推進、食産業振興	第三欄
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第四欄

（略）	（略）	（略）	（略）	知事	第一欄
（略）	（略）	（略）	（略）	部の 部長	第二欄
（略）	（略）	（略）	（略）	風評・風化対策、福島イノベーション・コーポレーション・コーポレーション、環境推進、環境回復推進、再生可能エネルギー産業推進、食産業振興	第三欄
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第四欄

附 則

この訓令は、令和四年三月二十五日から施行する。

（職員研修課）

福島県訓令第七号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

本 庁 機 関
出 先 機 関

令

特別の資格又は職名を有する職員に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（環境衛生指導員の任命）</p> <p>第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十条の資格を有する職員で次に掲げるものは、同条の環境衛生指導員とする。</p> <p>一 生活環境部環境保全総室一般廃棄物課、産業廃棄物課及び中間貯蔵・除染対策課の課長の職にある者並びに同総室一般廃棄物課、産業廃棄物課又は中間貯蔵・除染対策課に勤務する職員のうち知事が指定する職員</p> <p>二（略）</p> <p>（魚類防疫員の任命）</p> <p>第二十条 農林水産部生産流通総室水産課、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所又は内水面水産試験場に勤務する職員のうち知事が指定する職員は、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第十三条第一項の魚類防疫員とする。</p> <p>（特例）</p> <p>第二十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、当該各条に規定する職員以外の職員を当該各条に規定</p>	<p>（環境衛生指導員の任命）</p> <p>第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十条の資格を有する職員で次に掲げるものは、同条の環境衛生指導員とする。</p> <p>一 生活環境部環境保全総室一般廃棄物課及び産業廃棄物課の課長の職にある者並びに中間貯蔵施設等対策室の室長の職にある者並びに同総室一般廃棄物課、産業廃棄物課又は中間貯蔵施設等対策室に勤務する職員のうち知事が指定する職員</p> <p>二（略）</p> <p>第二十条 削除</p> <p>（特例）</p> <p>第二十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、当該各条に規定する職員以外の職員を当該各条に規定</p>

する自然保護監視員、環境衛生指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、栄養指導員、と畜検査員、食品衛生監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理担当職員、小作主事、普及指導員、家畜防疫員、評価人、地方種畜検査委員、森林害虫防除員、林業普及指導員、漁業監督吏員、魚類防疫員、建築主事又は建築監視員に任命することがある。

する自然保護監視員、環境衛生指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、栄養指導員、と畜検査員、食品衛生監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理担当職員、小作主事、普及指導員、家畜防疫員、評価人、地方種畜検査委員、森林害虫防除員、林業普及指導員、漁業監督吏員、建築主事又は建築監視員に任命することがある。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第八号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日 福島県知事 内堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				改正前							
別表第一（第二条関係）	被服の支給を受けることができる	品目	支給数	使用期間	摘	別表第一（第二条関係）	被服の支給を受けることができる	品目	支給数	使用期間	摘

保健福祉事務所	(略)	機関
と畜検査用予防めがね と畜検査用ゴム手袋 と畜検査用ゴム胸あて	(略)	共用被服の品目
防疫作業用作業帽 防疫作業用作業服 防疫作業用ゴム長ぐつ	(略)	
薬事監視用作業帽 薬事監視用作業服 薬事監視用雨衣	(略)	

別表第二(第六条関係)

毒物劇物等監視員	(略)	職員
作業服(夏) 作業服(冬)	(略)	
一	(略)	
二年	(略)	
(略)	(略)	(略)

保健福祉事務所	(略)	機関
と畜検査用予防めがね と畜検査用ゴム手袋 と畜検査用ゴム胸あて	(略)	共用被服の品目
防疫作業用作業帽 防疫作業用作業服 防疫作業用ゴム長ぐつ	(略)	
薬事監視用作業帽 薬事監視用作業服 薬事監視用雨衣	(略)	

別表第二(第六条関係)

環境衛生監視員	(略)	職員
作業服(夏) 作業服(冬)	(略)	
一	(略)	
二年	(略)	
(略)	(略)	(略)

附 則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

福島県訓令第九号

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月二十五日

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程(昭和四十四年福島県訓令第四号)の一部を次のように

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関

(職員業務課)

(略)	(略)	薬事監視用 ゴム手袋 薬事監視用 ゴム長ぐつ 野犬等捕獲作業用防 寒服 水道施設等監視用防 寒服 工事検査用 保護帽 立入検査用 作業服 食品衛生監視用 防寒 服
(略)	(略)	薬事監視用 ゴム手袋 薬事監視用 ゴム長ぐつ 野犬等捕獲作業用防 寒服 水道施設等監視用防 寒服 工事検査用 保護帽 立入検査用 作業服

改正する。
第四条第三項中「農林水産部次長（農業支援担当）」を「農林水産部技監」に改める。

第八条中「農林水産部農業支援総室農業振興課」を「農林水産部農林水産総室農林企画課」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（農業振興課）

福島県訓令第十号

福島県営林野産物極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月二十五日
本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県営林野産物極印規程の一部を改正する訓令

福島県営林野産物極印規程（昭和三十四年福島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「農林水産部森林林業総室森林整備課長」を「農林水産部森林林業総室林業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（森林整備課）

福島県訓令第十一号

福島県森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月二十五日
本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令

福島県森林パトロール事業実施規程（昭和四十九年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「福島県農林水産部森林林業総室森林整備課長」を「福島県農林水産部森林林業総室林業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（森林整備課）